

# 褥瘡対策のための指針

あおば福祉会 特別養護老人ホームあおばの郷

## 1 総則

あおば福祉会特別養護老人ホームあおばの郷（以下「施設」という。）は、高齢者の要介護状態に伴う心身の機能低下、低栄養状態、疾病による、寝たきりや、活動性の低下した状態に陥ることによる、褥瘡発生リスクを防ぐため、入居者に対し良質なサービス提供する取り組みの一つとして、すべての利用者が褥瘡を発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡による痛みと、そこに起因する様々な生活上の制限の解除、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡対策指針を定めるものである。

## 2 職員の責務

施設の職員は褥瘡に関する基礎的な知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

## 3 褥瘡発生の予防の体制として

### 1) 目的

施設における褥瘡対策委員会を設立、委員会にて協議、検討を行い、褥瘡が発生しないような適切な介護を行う体制を整備、効率的な推進を図ることを目的とする。

### 2) 委員会の構成

- ①施設長（委員長）
- ②看護職員（副委員長/褥瘡予防対策担当者）
- ③介護職員
- ④栄養士
- ⑤生活相談員
- ⑥介護支援専門員
- ⑦その他（施設長が必要と認めるもの）

### 3) 委員会の開催規定

年1回開催し、褥瘡発生時や持ち込み褥瘡などがみられた場合は適宜開催とする（なお、適宜開催した場合は年1回開催に含むものとする）。また、委員会開催外でも褥瘡ハイリスク者の入居、もしくはADLの変化により褥瘡リスクが高くなった方が発生した場合は各担当職員にて協議し対応を検討するものとする。

#### 4) 委員会の審議事項

- ①施設内における褥瘡および合併する感染症の予防体制の確立に関する事
- ②褥瘡予防に関する情報の収集に関する事
- ③施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関する事
- ④褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関する事
- ⑤職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関する事
- ⑥その他、施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関する事

#### 5) 褥瘡予防対策に関する職種ごとの役割

##### (1) 施設長（管理者）

- ・褥瘡発生予防、処遇の質向上の統括管理と生ずる諸課題の統括責任
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育研修
- ・各委員、専門職員間の連携、強化、調整

##### (2) 看護職員

- ・嘱託医、主治医、専門医、協力病院との連携強化
- ・褥瘡処置への対応と内容の記録
- ・褥瘡発生予防に関する職員への指導
- ・褥瘡予防にかかる勉強会の開催

##### (3) 介護職員

- ・きめ細やかなケアと衛生管理の徹底と周知
- ・ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持の徹底と周知
- ・栄養ケアマネジメントに基づくサービスの徹底と周知
- ・利用者個人に応じた、体位変換と良肢位の工夫及び周知徹底
- ・褥瘡の観察とその記録の整備

- ・褥瘡発生予防に関する職員への指導
- ・褥瘡予防にかかる勉強会の開催

#### (4) 管理栄養士

- ・褥瘡の状態把握と栄養管理
- ・栄養ケアマネジメントにおける、利用者の栄養状態の把握と管理
- ・栄養ケアマネジメントにおける、利用者の低栄養状態の改善と工夫
- ・栄養ケア計画における褥瘡ケアの評価
- ・家族への対応（栄養ケア計画作成の場合説明）

#### (5) 生活相談員

- ・事故対策委員会との連携による褥瘡予防体制の整備
- ・家族への報告、対応、連携
- ・外部専門機関との連絡調整

#### (6) 介護支援専門員

- ・施設サービス計画における褥瘡予防対策の立案と評価、見直しを図る。
- ・褥瘡予防対策にかかるサービスの内容の周知徹底
- ・家族への対応（ケア計画の説明）

### 4 褥瘡予防対策の手順

#### ① 褥瘡予防の為の計画作成

委員会において、ハイリスク入所者を選定したのち身体状況、生活環境、栄養状態、褥瘡の既往などのアセスメントを元に、褥瘡予防のための計画を立案する。

#### ② 褥瘡予防の実践

介護、看護職員は立案されたケア計画に基づき日常的な介護において褥瘡予防を実践する。

#### ③ 褥瘡予防の評価

委員会は適切な褥瘡予防の実践が行われているかを定期的に評価する。

### 5 褥瘡対策に関する研修

施設長はあらかじめ委員会において作成された、研修計画に基づき主に介護職員を対象とした褥瘡対策に関する施設内研修会を定期的かつ、断続的に実施するように各委員会を中心に指示し努める。施設全職員を対象に褥瘡対策に関する研修会を計画的に実施するほか、申し送り等を活用しこまめな褥瘡対策の周知を図る（年1回実施）。

## 6 外部専門家の活用

施設長は、外部の専門家に依頼し、職員が、褥瘡対策についての相談、指導等を積極的に受けることができる体制を整備するように努める。

### 附則

この指針は、令和4年6月1日から施行する。